

平成 20 年度久留米市国民保護協議会議事録
H 2 0 . 5 . 2 6 (月) 1 1 : 0 0 ~ 市役所 4 0 1 会議室

(No.1)

岡部次長	<p>定刻となりましたので、ただ今から「平成 20 年度久留米市国民保護協議会」を開催したいと思います。</p> <p>本日は、皆様にはいろいろとご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>まず最初に、平成 20 年 4 月以降、新しく委員になられた方への辞令書の交付でございます。本来ならば、江藤久留米市長より直接皆様へ辞令書の交付を行うところでございますが、時間の都合上、既にお手元に配布しておりますので、ご了承いただければ幸いと存じます。</p> <p>続きまして、久留米市国民保護協議会会長であります江藤市長がごあいさつを申し上げます。</p>
江藤会長	あいさつ
岡部次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以後の議事進行につきましては、久留米市国民保護協議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、江藤会長をお願いいたします。</p>
江藤会長	<p>【議題 1：久留米市国民保護計画の軽微な変更について】</p> <p>では、早速ですが、本日の議題審議に入らせていただきます。</p> <p>まず、議題 久留米市国民保護計画の軽微な変更について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
道井室長	<p>まず、久留米市における国民保護措置の経過について 説明</p> <p>「資料 1 - 1」より、1. 国民保護と市の役割について</p> <p>(1) 国民保護法（平成 1 6 年 9 月施行：正式名称は、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために定められた法律であり・・・以下本文略・・・</p> <p>(2) 市の役割 市は、国の基本指針及び福岡県国民保護計画に基づいた久留米市国民保護計画を平成 1 8 年度に策定しており、武力攻撃事態等が発生した場合</p> <p>住民の協力を得ながら警報の伝達、避難措置の指示の伝達、避難住民の誘導等の国民保護活動を行う。併せて「参考資料 2 の 4 頁参照」</p> <p>2. これまでの経過について・・・平成 1 6 年 9 月から平成 1 9 年 1 1 月までの経過の説明</p>

平成 20 年度久留米市国民保護協議会議事録
H 2 0 . 5 . 2 6 (月) 1 1 : 0 0 ~ 市役所 4 0 1 会議室

(No.2)

	<p>議題「久留米市国民保護計画の軽微な変更について」説明 「資料 1 - 2」及び久留米市国民保護計画（平成 2 0 年 5 月修正）を併せてご確認ください。新旧対照表 N o 1 より久留米市国民保護計画 9 頁の指定地方行政機関のアンダーライン九州防衛局に変更、旧名称は福岡防衛施設局でありました。引き続き N o 順に頁、修正内容、新（修正案）アンダーラインで表示及び旧（修正前）の逐次説明・・・</p>
江藤会長	<p>ただ今の議題「久留米市国民保護計画の軽微な変更について」の説明につきまして、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。 また、この計画全体に対するご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
	<p>意見・質問なし</p>
江藤会長	<p>何も無いようでしたら、お諮りいたします。議題「久留米市国民保護計画の軽微な変更について）」につきましては、原案のとおり決定したいと思っておりますが宜しいでしょうか。</p>
	<p>異議なし</p>
江藤会長	<p>ご異議がないものと認めまして、決定とさせていただきます。</p>
江藤会長	<p>【報告事項:久留米市国民保護措置に関する避難マニュアルについて】 続きまして報告事項でございます。「久留米市国民保護措置に関する避難マニュアルについて）」につきまして、事務局の説明をお願いします。</p>

道井室長

報告事項「久留米市国民保護措置に関する避難マニュアルについて」
説明

「資料の 2」久留米市国民保護措置に関する避難マニュアルの目的等
について

1. マニュアル作成の目的 市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、住民を安全かつ迅速に避難させるために・・・以下本文省略・・・

2. 避難までのフローの説明

武力攻撃・緊急対処事態が発生し、県から避難の指示を受けた場合は、久留米市は、避難マニュアルに基づき避難実施要領を作成します。

久留米市国民保護措置に関する避難マニュアルの説明

目次 第 1 章 総論 第 1 節～第 3 節 第 2 章 避難実施要領の策定
第 1 節～第 5 節の各項目の説明

第 1 章 総論

第 1 節 避難マニュアル作成の目的 本文省略

第 2 章 住民避難に関わる基本的な考え方

1. 本マニュアルの主眼点 (1) 市内もしくは市の区域を越える避難「屋内避難」「市内での避難」「市の区域を越える避難」の 3 パターンに分類している。(2) 市の地理的特性 (3) 高齢者、障害者、乳幼児等災害用援護者 4 頁上から 3 行目、市は災害時要援護者の避難にあたって、災害時要援護者プランを活用し、災害時要援護者の避難対策を講じる必要がある。

2. 避難に係る施設・集合場所の枠内の説明

江藤会長

「久留米市国民保護措置に関する避難マニュアルについて」の説明につきまして、何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

意見・質問なし

平成 20 年度久留米市国民保護協議会議事録
H 2 0 . 5 . 2 6 (月) 1 1 : 0 0 ~ 市役所 4 0 1 会議室

(No.4)

江藤会長

よろしいでしょうか。以上をもちまして、本日の予定議事は全て終了いたしました。全体を通しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

意見・質問なし

江藤会長

意見、ご質問等ないようでしたら、会議の終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

久留米市国民保護計画は市の計画ではありますが、その内容は協議会構成の関係機関をはじめとして、関係する全ての機関の連携協力のお蔭で策定されたものであり、今後も国民保護措置に係る研究等を行いながら、充実した内容にしたいと考えております。

また、市といたしましては、この計画に基づき、平素から国民保護措置の実施に必要な体制を整備していくこととしておりますので、委員の皆様には、今後ともご協力方、宜しくお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しいところ、慎重審議大変ありがとうございました。

これもちまして、平成 20 年度久留米市国民保護協議会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。

平成 20 年度久留米市国民保護協議会議事録
H 2 0 . 5 . 2 6 (月) 1 1 : 0 0 ~ 市役所 4 0 1 会議室

(No.5)

平成 20 年度久留米市国民保護協議会議事録
H 2 0 . 5 . 2 6 (月) 1 1 : 0 0 ~ 市役所 4 0 1 会議室

(No.6)